

令和 8 年度 第 4 回鳳来中部地域協議会 会議録

日 時	令和 8 年 6 月 2 6 日（金） 午後 7 時 0 0 分～午後 8 時 2 0 分	場所	市民センターほうらい 集会室 3
出席者	委員 1 3 名		
	事務局 2 名		
欠席者	なし	傍聴者	なし
議題・議事・発言等			
1 あいさつ 2 議事 （1）令和 9 年度鳳来中部地域活動交付金について 3 説明事項 （1）令和 9 年度鳳来中部地域自治区予算の検討について ①地域自治区予算の概要について ②地域自治区予算事業計画の策定について ③区長要望、委員提案 4 その他 （1）今後のスケジュール ①第 5 回地域協議会（自治区予算事業計画案の検討） 7 月 3 1 日（金）午後 7 時 0 0 分から ②第 6 回地域協議会（地域自治区予算事業計画案の決定） 8 月 2 8 日（金）午後 7 時 0 0 分から			
会議内容			
第 4 回 鳳来中部地域協議会			
令和 8 年 6 月 2 6 日（金） 午後 7 時 0 0 分～午後 8 時 2 0 分 1 あいさつ 外山会長 議事に先立ち、事務局から議事録署名人として森 正則委員と野澤文保委員を指名した。 2 議事 原田事務所長よりあいさつ （1）令和 9 年度地域活動交付金事業について ○資料に沿って、事務局より説明。 ・項目ごとに事務局案として例年と同じ内容を事務局案としているが、本年度実施の反省を含めて修正すべき点があれば修正したい。 ①募集要項について ・募集対象は、1 6 歳以上が 3 人以上いる団体。 ・募集の期間は、令和 8 年 1 2 月 1 日から令和 9 年 1 月 1 1 日までとしたい。 ・審査会の時期は、令和 9 年 2 月 1 2 日としたい。 ・募集チラシは令和 8 年 1 1 月中旬の区長発送で回覧としたい。 ・交付金の上限額は、3 0 万円を上限とし、審査会後に 3 0 万円以上の予算残額がある場合は追加募集ができるとする。			

②審査基準について

- ・総事業費が10万円未満の団体は、審査会での説明を省略できるものとする。
- ・審査の基準では、公益性、実現性、継続・発展性の観点で、それぞれ5から1点の5段階で採点する。
- ・採点方法は、各団体の採点の中で1番点数が高いものと、低いものを省いた残りの点数の平均点で採点する。
- ・採択の決定方法に関しては、平均得点30点以上の事業は全て採択とし、予算超過分は、各事業の申請額の割合に応じて減額をする。

③採択審査会の実施方法について

- ・傍聴人の定数については定数を設けずに実施、発表・質問の時間は発表7分、質問3分とする。
- ・審査結果の取りまとめについては地域協議会委員のみで行い、非公開とする。
- ・団体に関与する委員については、交付金の申請者又は構成員となっている者を関係者として位置付け、関係者は自身が所属する団体の審査には加わらない。ただし、審査結果の取りまとめには参加するが、自身の所属する団体に関して意見しないとする。

【質疑応答】

- ・募集チラシは毎年回覧となっているが、前年度審査に切り替わるため、周知をしっかりとってもらった方が良いと思うが、全戸配布することはできるか。
→全戸配布にする。
- ・上限額が30万円となっているが、30万円になっている根拠はあるか。また、事務局へ上限を上げて欲しいなどの相談はあるか。
→根拠は分からないが、過去の申請状況などから30万円を維持している。
上限額の相談は、次年度分で2件相談を受けている。
- ※（事務局から質問）上限額を30万円にすることは可能であるがどうか。
→（委員回答）多くの団体に交付金を使ってもらえるようにしたいため、上限額は上げない方が良い。また、活動をする中で作業に係る部分や外注する部分などは、地域住民が参加して事業費を減らす工夫をしていく方が良い。
- ・採点票の実現性の各項目の語尾にある「検討されているのか。」や「協議されているのか。」の表現が分かりにくいいため変更できないか。
→次回協議会に案を提示する。
- ・地域住民が申請しようと考えられるような、過去事例をチラシに載せることが出来ないか。
→次回協議会に案を提示する。

【採決】

募集チラシは全戸配布に変更するが、その他は、賛成多数により、事務局案のとおりとなる。

3 説明事項

（1）令和9年度鳳来中部地域自治区予算の検討について

○事務局により、下記①②③について資料に沿って説明。

①地域自治区予算の概要について

- ・今年度は10月23日に市長へ事業計画案の提出「建議」を行う予定。
- ・令和8年度鳳来中部地域自治区予算上限額は345万3千円。
- ・地域自治区予算の対象となる事業と対象とならない事業については、配布資料のとおり。対象とならない事業として特に気を付けていただきたいものは、市に決定権のないもの。個人の土地や個人の土地、財産に関するものなど所有者の義務として行われるべきものは、市が税金を財源として実施する事業であるため、行政として行うべきでないと判断される場合は、事業として取り上げることができないことがある。
- ・道路や河川等の土木事業に関する事業提案については、過去に担当課へ要望書が提出されており、B判定と回答されている事業とする。
- ・スケジュールについて別紙のとおり説明した。

「7月17日締切」

各区長、地域協議会委員、地域計画推進委員会からの要望調査・事業提案

「7月31日」

第5回地域協議会（提案内容の検討）

「8月28日」

第6回地域協議会（事業計画案を決定）

「9月16日」

事業計画案に対する意見募集（地域協議会だより）

「10月2日」※事業計画案への意見が提出された場合

再度事業計画案について検討し、事業計画案の決定

「10月23日」

市長建議

12月から3月に予算査定、市議会の議決を経て、来年度から事業が実施されていく。

②地域自治区予算事業計画の策定について

- ・策定案の説明に先立って、今年度の事業について説明をした。
- ・地域自治区予算の立案について、「1継続事業」、「2継続検討事業」、「3新規事業」の3つのカテゴリで検討していく。
- ・今年度の協議会委員委は、「2継続検討事業」と「3新規事業」について検討をしてもらう。
- ・新規事業（地域計画推進委員会提案事業・委員要望・行政区要望）として3項目とする。

(1)鳳来中部地域計画推進委員会提案事業は、提案内容がまとまれば次回協議会にて報告する。

(2)委員提案（鳳来中部地域協議会委員からの提案事業）

7月17日(金)までに「鳳来中部地域協議会委員 提案書」を提出

※提案がある場合のみ提出

(3)行政区要望

7月17日(金)までに要望書を提出

※要望が無くても提出

※提出が遅れる場合は事前に事務局へ連絡する。

【質疑応答】

- ・地域の印刷機の調子が悪いが対象となるか。
→行政区要望として提出してもらいたい。
- ・地区で整備している消火栓ホースの更新時期について、消防法などによりホースの更新基準等はあるか。
→担当課に確認し、次回協議会でお知らせする。

4 その他

事務局より、今後の地域協議会のスケジュールについて説明。

(1) 今後のスケジュール

①第5回地域協議会（自治区予算事業計画案の検討）

7月31日（金） 午後7時00分から

②第6回地域協議会（地域自治区予算事業計画案の決定）

8月28日（金） 午後7時00分から

【意見なし】

提案のとおり決定。

（終了 午後8時20分）